

インターネットホームページによる意見募集（案）

1 テーマ

「ベビー用のおやつ」による窒息事故について

2 募集内容

- (1) 「ベビー用のおやつ」を与えていて喉に詰まってしまったという危害情報や喉に詰まりそうになってしまったというひやり・ハッと情報
- (2) 「ベビー用のおやつ」に対する意見

3 募集期間

平成20年10月22日（水）から平成20年11月末まで（予定）

4 ホームページ名及びアドレス

“くらしの安全ネット会議室” <http://www.anzen.metro.tokyo.jp/risk/>

5 画面イメージ

くらしの安全
ネット会議室

開催中のテーマ 過去のテーマ 運営要領 投稿規約

■ 開催中のテーマ ■

「ベビー用のおやつ」による窒息事故について

※ 投稿規約をよくお読みになって、投稿して下さい。
お寄せいただいたご意見は、内容によって掲載できないことがあります。ご了承ください。

子どもがこんにゃくゼリーを誤って飲み込んだことによる窒息事故が頻発し、死者も出るような痛ましい事故が発生しています。同様の窒息事故はこんにゃくゼリー以外の食品でも起きています。厚生労働省の統計によると、毎年、食品による窒息で4歳以下の子どもが30人以上亡くなっており、そのうち1歳未満の子どもが半数を占めています。

各地の消費生活センターにも、食品による子どもの窒息事故の相談が寄せられていますが、中でも「ベビー用のおやつ※」による窒息事故の相談がここ1～2年間に数件ありました。

〈相談事例1〉「ベビー用のおやつ」を与えたところ、喉に張り付き呼吸ができなくなり、意識を失ってしまった。
〈相談事例2〉「ベビー用のおやつ」を手で持って食べさせたところ、大きな塊が口に入ってしまう、喉に詰まった。

東京都では、この件数は氷山の一角に過ぎないと考えています。
そこで、「ベビー用のおやつ」に関する窒息事故の実態を明らかにするために、事故に関する情報やご意見を募集します。ご協力をお願いいたします。

※ここでいう「ベビー用のおやつ」とは、乳児(1歳未満の子ども)を対象とした菓子類をいいます。

新規コメントを書込

新規コメントを書込

ホームページについてのご意見は東京都生活文化スポーツ局消費生活部生活安全課まで。(E-mailによるご相談・質問は受け付けておりませんので、電話による消費生活相談をご利用下さい。)

ページが表示されました